

## 高等職業訓練促進給付金 手続きの流れ

### 事前相談

資格取得の動機や、取得後の進路などをお聞きします。  
生活状況などもお伺いしたうえで、申請可否について判断します。

### 申請書の提出 (促進給付金の申請)

申請に必要な書類を添えて、「高等職業訓練促進給付金申請書」を提出していただきます。申請月からの支給となります。遡りでの支給はできませんので、ご注意ください。

### 支給決定・不決定

後日、厚生課より「高等職業訓練促進給付金等支給決定（不決定）通知書」をお送りします。決定の場合、下記の手続きが必要になります。

### 在学証明書の提出

養成機関の証明印が押された「在学証明書」を毎年4月、7月、10月、1月に提出していただきます。

### 現状の確認（8月）

収入等、支給要件に該当するかどうかを厚生課にて確認し、変更の必要がある場合は書類をお送りしますので、ご返送ください。  
例) 所得の状況が変わった場合

### 進 級

進級する毎に、養成機関の長が証明する成績証明書をご提出ください。  
※留年など、単位の取得が進んでいない場合は支給を停止する場合があります。

### 卒 業 (修了給付金の申請)

支給要件に該当する場合は、必要書類を添えて、「高等職業訓練促進給付金等支給申請書」を提出してください。（卒業した以後30日以内に申請が必要です。）提出書類の確認後、指定口座へお振込みとなります。

## 自立支援教育訓練給付金 手続きの流れ

### 事前相談

- ①資格取得の動機や、取得後の進路などをお聞きします。  
生活状況などもお伺いたうえて、申請可否について判断します。
- ②ハローワークで「雇用保険制度の教育訓練給付金」の支給対象か否かについて確認してください。  
→「教育訓練支給要件回答書」を市に提出してください。

### 講座受講の指定を受けるための申請

必要書類を添えて、「自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書」を提出していただきます。  
※講座の受講開始前に講座の指定を行う必要があります。

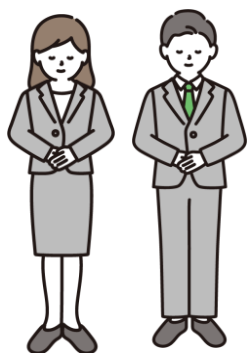
### 講座指定申請の決定・不決定

後日、厚生課から「自立支援教育訓練給付受講対象講座指定決定（不決定）通知」をお送りします。  
決定の場合、講座の受講・卒業後、給付金支給申請ができます。

### 卒業

（自立支援教育訓練給付を受け取るための申請）

支給要件に該当する場合は、必要書類を添えて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」を提出してください。（卒業した日以後30日以内に提出が必要です。）提出書類の確認後、支給決定となれば、指定の口座へお振り込みとなります。



### 養成機関への受講申し込み前に必ずご相談ください

どちらの制度についても、事前相談が必要です。事前のご相談がない場合、給付金の支給ができない場合もございますので、ご利用を検討されている場合は、必ず事前にご相談ください。

問合せ先 小諸市厚生課 家庭支援係 0267-22-1700（内2145）